

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2780号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

らっきょうの花



| も く じ | | | | |
|--|--|---|--|---|
| 随 想 | フ ォ ー ラ ム | 政 策 | 活 動 | 活 動 |
| 「見守りネットワーク」支えあい・助け合える地域づくり：千葉県町村会長 東庄町長 岩田 利雄…(12) | 歴史に感謝 未来へはばたく 元気あふれるまちづくりⅡ北海道新十津川町…(8) | 国土の57・2%、市町村の45%が過疎地域 — 農山漁村を抱える町村の意見を真摯に受け止めるよつ発言— …(4) | 「TPP交渉参加」に慎重な対応を求める議員集会云々」に藤原会長が出席…(3) | 平成24年度税制改正に関する要請活動を実施—藤原会長が民主党政幹部に対し要請を行う— …(2) |

コラム

20年経って光り輝く村

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

前回は、「自治の「肝」を探る根本的な議論が必要ではないか」と締めくくった。その「肝」を確かめるために、この9月、2週間余にわたってドイツとスイスの町村で役員職員や住民から生の声を聞いてきた。ここ20年来不安と不透明感に包まれた状態の続く日本と比較して、これらの国の顕著な豊かさが目立つ調査となった。結論から言えば、どうも「肝」の種類が全く違って来たようである。

ドイツでもスイスでも、「地方自治法」なる法律学は衰退産業という。小さな町村の重要性が国家的に認識されているから、制度いじりも学問的検討も緊急性を持たない。今はヨーロッパ法とか知的財産法とかが脚光を浴びる研究分野である。自然環境が守られていた時代には環境(保護)法律もなく、環境法という学問分野もなかった。両国とも地方自治制度とその運用が相対的に安定しているため、地方自治法は大事な研究対象科目ではなくなった。どうも日本とは違う。

日本人の目からすればもっとも荒唐が著しいと推測されそうなドイツ中山間地シユ

ヴァルツヴァルトにある人口15000人のゼーパッハ村を20年ぶりに訪れた。この間、人口減や農林牧畜業の衰退もあったのではと危惧しつつ村に入った。何と1992年の訪問時に比べて人口減はなく、村の家々はいつそう美しくなり、農家や民家の屋根には大規模なソーラー発電のパネルが敷き詰められている。村全体が非常に明るい。標高差600メートルの村内に光ファイバーが張り巡らされ、村の広報誌は廃止されてネット配信に代わっていた。村内には産業地区も新設され人の動きは大きい。村長は村内に失業者が2名いることが大問題だと言っていた。

どうやら、「肝」は、地方自治を直接左右する法律というよりも、官僚制や首長・議員の選挙の制度と実務、政治教育の度合いにありそうだ。遡れば、日本人の政治離れをもたらした半世紀に及ぶ愚民化政策の影響は大きい。潜在的に日本人はそう無能ではないと思うが、この数十年モノが言えなかった。全体が官僚組織化している。そういうえば、スイスでは「公務員」という法律用語がなくなっている。

●写真募集●
表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

全国町村会

平成24年度税制改正に関する
要請活動を実施

―藤原会長が民主党幹部に対し要請を行う―



▲北澤副代表（左）



▲與石幹事長（右から3人目）樽床幹事長代行（右から2人目）鈴木筆頭副幹事長（左）
篠原副幹事長（左から2人目）逢坂副幹事長（右）



▲仙谷政策調査会長代行（右）



▲鈴木筆頭副幹事長（中央）石津幹事長補佐（右）

活 動

全国町村会

政府税制調査会に 白石副会長が出席

—平成24年度税制改正に際し、
地方税の充実・確保を訴える—



▲会議に出席した白石副会長（左）

政府税制調査会は11月9日、平成24年度税制改正にあたり地方団体との意見交換を行い、本会からは白石勝也副会長（愛媛県町村会長・松前町長）が出席した。

白石副会長からは、自動車関係諸税に係る地方税財源の確保、固定資産税の安定的確保に加え、社会保障について、財源を「消費税率を2010年代半ばまでに10%まで引き上げる」ことで確保することとしている点について、住民から見た社会保障サービスは国だけでなく、地方が各々の地域の実態に即し、単独事業として実施しているものと一体となって成立していることを指摘。これを念頭に置いて、地方消費税と、それにリンクする地方交付税の拡充を行うことで、地方の社会保障財源の安定的確保を実現するよう訴えた。

また、温暖化対策税制について、現在国会で継続審議されている「地球温暖化対策のための税」の導入の際には、税の用途を「排出抑制対策」に限定せず、「吸収源対策」も同列に位置づけ、所要の財源を確保するとともに、この税の一定割合を、森林の整備・保全や国土保全・自然災害の防止を推進する町村の役割を踏まえ、森林面積に応じて譲与するよう求めた。

全国町村会は11月10日、藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が民主党政務部に対し、平成24年度税制改正に関する要請活動を行った。

要請は、北澤俊美副代表、興石東幹事長、樽床伸二幹事長代行、仙谷由人政策調査会長代行、鈴木克昌筆頭副幹事長、篠原孝副幹事長、逢坂

誠二副幹事長、石津政雄幹事長補佐に対して行った。

藤原会長からは、円高による産業空洞化対策として経済産業省から提出された車体課税の見直しについて、「自動車取得税」の約7割が交付金、「自動車重量税」の約4割が譲与税として、市町村に対し偏在性

の少ない安定財源として配分されており、これを円高対策として、代替財源も示さず廃止せよというのは極めて不合理で乱暴な提案と言わざるを得ないとした上で、見直しを検討する場合には、現行の地方税財源を堅持するよう訴えた。

また、平成24年度が評価替えの年

となる固定資産税について、住宅用地の課税標準額の上限を評価額の6分の1にするなどの、地価高騰期に講じられた措置を見直すことで減収額を圧縮するとともに、今後も町村財政における基幹税目として、税収が安定的に確保できるようにするよう求めた。

全国町村会

「TPP交渉参加に慎重な対応を求める議員集会」に藤原会長が出席

—農山漁村を抱える町村の意見を真摯に受け止めるよう発言—



▲集会で発言する藤原会長



▲山田前農相(右から2人目)はじめ与野党から代表者が出席



▲衆参国会議員約150名が参加

TPP（環太平洋経済連携協定）への参加に慎重な与野党の国会議員等で構成される「TPPを考える国民会議・有志議員」は11月7日に議員集会を開催し、本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が出席要請を受け、唯一の団体代表として出席した。

本集会は、野田総理が11月12日からのAPEC首脳会議においてTPP交渉参加を正式に表明する方向で調整していることに対し、TPPが農林水産業をはじめ国民生活分野に大きな影響を及ぼす懸念があるにも関わらず、政府による情報開示と説明が決定的に不足し、懸念を払拭す

る根拠が示されていない現状に鑑み、APEC首脳会議までのTPP交渉参加表明に反対するために行われたもの。

集会には「TPPを慎重に考える会」会長の山田正彦前農相をはじめ、自民党の加藤紘一元幹事長、公明党の石田祝穂政調副会長、共産党の志位和夫委員長、社民党の福島みずほ党首、国民新党の亀井静香代表ら与野党の衆参国会議員約150名が出席。山田前農相からは、「TPPは生活すべてに大きく関わる問題であり、絶対に譲ることは出来ない。後から想定外だったと言われないよう頑張りたい」との挨拶があった。

藤原会長からは、今回のTPPに関する議論において、町村をはじめ地方の圧倒的多数がTPP参加に反対もしくは疑問を呈しているにも関わらず、政府・民主党共に地方団体からの意見を聴取せず、「地方の視点が忘れ去られている」と指摘。政府が説明責任を全く果たしておらず、経済に及ぼす影響についても統一的な試算結果が示されない現状において、拙速な判断は将来に禍根を残すとし、TPP参加によってもっとも深刻な影響を受ける農山漁村を抱える町村の意見を真摯に受け止める必要があると訴えた。

政 策

国土の57・2%、市町村の45%が過疎地域
非過疎地域との格差改善には課題あり —平成22年度過疎対策の現況—

政策解説

総務省は、平成22年度版過疎対策の現況を公表した。昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定(平成22年一部改正)され、総合的な取り組みが行われているが、平成23年4月1日現在、過疎関係市町村数は776(268市387町121村)で、全国の市町村数に占める割合は45・0%。過疎地域の人口は1,112万人で、総人口1億2,777人に占める割合は8・7%に過ぎないが、面積は216,193平方kmで、総面積377,915平方kmに占める割合は57・2%となっている。

過疎地域は少子高齢、脆弱な財政構造

過疎関係市町村数の内訳は、町が387団体(49・87%)で最も多く、市が268団体(34・54%)、村が121(15・59%)と続く。人口の動向をみると、人口減少が引き続いていることがわかる。昭和35〜40年には減少率が9・6%と人口減少が著しかったが、昭和50〜55年には2・6%にまで改善された。しかし、平成12〜17年には5・6%

と再び増大した。

国勢調査5年間の人口増減率を過疎関係市町村の状況別にみると、人口増加団体は昭和40〜45年には9団体であったが、昭和50〜55年には104団体まで増加。昭和60〜平成2年に26団体、平成12〜17年には24団体と減少し、過疎地域全体の3・1%となった。

人口が5年間で10%以上減少した団体数は、昭和40年〜45年では461団体であったが、昭和55〜60年には56団体に減少。その後増減を繰り返

返し、平成12〜17年には93団体になり、過疎関係市町村全体の12・0%を占めるまでになった。平成12〜17年の人口増加率で全体の7割を占めているのが5%以上減少した団体で536団体であった。

近年の人口減少の要因をみると、社会減は平成17年度から減少幅が拡大していたが、平成20年度から縮小に転じている。また、自然減は出生数の低下傾向により減少幅が拡大傾向にある。

平成17年国勢調査における過疎地域の年齢階層別人口構成を全国と比較すると、0〜14歳人口の割合では大差はないが、15〜29歳の若年者比率は12・9%と低く(全国は17・4%)、65歳以上の高齢者比率は30・6%と高くなっており(全国は20・1%)、過疎地域は全国に比べ、少子高齢化がより進行した人口構成になっているといえる。

平成21年度における過疎関係市町村の1団体当たりの決算額は、歳入歳出とも全国市町村の約3分の1であり、財政規模は極めて小さいこと

がわかる。地方税の歳入総額に占める割合は14・3%で、全国市町村の35・3%に比べ、著しく低い。歳出決算の状況は、農林水産業費7・9%(全国市町村2・5%)、地方債の元利償還に充てられる公債費15・6%(全国市町村11・8%)は上回っているが、民生費、土木費、教育費、商工費等については下回っている。社会基盤の整備が遅れ、地域間格差を解消するために公共事業を積極的に展開しており、投資的経費の割合が高いと考えられる。

また、市町村の財政力を占める指標である財政力指数をみると、平成21年度においては、0・26であり、全国平均0・55と比べて著しく低く、財政力が極めて脆弱であることが判明した。

改善は認められるが依然残る格差も

平成17年国勢調査における15歳以上の人口に占める労働人口割合は、全年齢層で過疎地域、全国共に約6割。年齢階層別では、15〜29歳が2・1ポイント、30〜64歳で5・6ポイント、65歳以上で2・9ポイント、過疎地域が全国を上回っている。

過疎地域において、かつては第一次産業が中核的な産業であった。し

かし、昭和45〜平成17年までの35年間に、第一次産業人口割合が45・0%から17・9%へ大きく減少。現在では第二次、第三次産業人口割合が約8割を占めている。

農家数は全国とほぼ同じ程度のペースで減少。林家数は平成17〜22年の減少率が5・9%で、全国を2・2ポイント上回っているが、平成22年では同程度の減少率になっている。漁家数は、昭和63〜平成20年の減少率が41・2%と、全国と同程度である。

工業統計調査による製造業の状況では、過疎地域、全国とも、事業所数、従業員数は減少傾向。昭和60〜平成21年度までの1事業所当たり製造品出荷額及び従業者1人あたり製造品出荷額の伸び率をみると、全国を上回る伸び率になっている。

平成19年度の商業の状況では、1商店当たりの従業員数は4・7人(全国7・5人)、年間販売額は90百万円(全国372百万円)、従業員1人当たりの年間販売額は19百万円(全国49百万円)と、過疎地域においては小規模な商店が中心になっている。

過疎地域自立促進の基本的条件である交通体系の整備はどうか。平成2年度と平成22年度で過疎地域の市

町村の庁舎からの自動車による時間距離を比較してみよう。広域市町村圏の中心都市の市街地まで1時間以内で行くことのできる市町村は、84・0%から88・4%へと若干改善し、高速道路インターチェンジまでについては48・2%から78・8%へと大幅に改善している。また、都道府県庁までについては18・6%から25・4%へと改善されてきているが、2時間以上かかる市町村も依然として31・0%残されている。地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、遠隔な立地特性のため、日常生活圏が広域化せざるを得ない場合も多いため、これからも迅速な取り組みが必要だ。

水道普及率は、昭和45年度には過疎地域56・6%、全国81・4%と、大きな格差があったが、平成17年度には過疎地域90・4%、全国97・0%とかなり改善しつつある。水洗化率は、平成12年度で46・5%(全国83・4%)、平成21年度で67・4%(91・5%)と増加はしているが、格差は依然として残されている。社会教育施設・コミュニティ関係施設数では、平成21年度で公民館等数6・2館(全国8・4館)、図書館数0・85館(全国1・77館)、児童館数1・02館(全国2・60館)、集会施設数

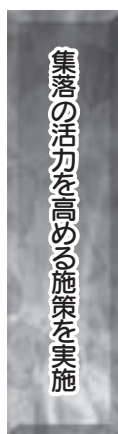
73・4カ所(全国97・6カ所)と、歴然とした差が表れている。

過疎地域全体の高齢者比率(単純平均)は30・4%で、非過疎地域の20・8%を大きく上回っており、高齢化社会であることが伺える。そこで高齢者福祉施設の整備状況をみてみよう。平成21年における65歳以上人口1万人に対する、特別介護老人ホーム、養護老人ホーム及び介護老人保健施設の定員数では、全国平均より多い、もしくは同程度。軽費老人ホームでは全国平均より少ない。施設数では、平成12〜21年までの増減率をみると、軽費老人ホームでは全国を若干上回っているが、デイサービスの中心的施設である通所介護事業所等、ほとんどの施設区分において過疎地域が全国を下回っている。

医療施設の整備状況を人口1万人あたりの病床数でみると、平成17年度で過疎地域と全国の値が逆転した。これは最近、全国的に病床数が減少していることや、過疎地域の人口減少が影響していると考えられる。しかし、過疎地域は全国と比較すると、小児科、産婦人科・産科の医師が少なく、無医地区の約80%が存在する等の課題がある。

過疎地域における小中学校1学校

当たりの児童数及び生徒数を全国と比較すると、平成17年度で児童数が約35%、生徒数が約41%の水準であり、過疎地域においては小規模校が多い状況にある。幼児教育経験者比率及び高等学校等への進学率は、昭和45年度には過疎地域と全国とで約20ポイント程度の格差があったが、幼児教育経験者比率については平成2年度以降、高等学校等への進学率については昭和60年度以降、格差はほぼなくなっている。



総務省が平成22年度に実施した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」によると、働き口の減少、耕作放棄地の増大、空き家の増加、獣害・病虫害等の発生、商店・スーパー等の閉鎖、森林の荒廃等が、多くの集落で発生している。問題や現象として指摘されている。また、同調査における過疎関係市町村の回答によれば、過疎地域等の64・954集落のうち、454集落(全体の0・7%)が今後10年以内に消滅するおそれがあり、2、342集落(全体の3・6%)がいずれ消滅するおそれがあると予測されている。集落機能の維持が困難になっ

政 策

ている集落等に対する市町村の集落対策では、住民生活や生活基盤の維持に対する支援に係る施策が多くみられる。

集落機能の低下に対応するために、集落の再編成を行うことも重要である。集落を空間的に移転させる「集落移転」と、集落の合併等、移転を伴わない「集落再編」があるが、近年は同程度に実施されている。行政サービスの提供、高齢化や人口流失の可能性、積雪による集落孤立化の解消等が集落再編性の背景・理由に挙げられており、集落移転については人口流出の歯止め、地域住民同士の交流の活発化等が、集落再編性については「コミュニティ意識の醸成、地域住民同士の交流の活発化等の効果が認められている。

人口増加や地域の担い手確保には、Uターン者や当該地域の若者等のための住宅や宅地を整備することが求められる。平成12〜17年にかけて人口が増加している過疎関係市町村（自立促進法に基づく738市町村）が25団体あった。人口増加の主な要因は、「自然環境等を求めている移住・Uターン」が最も多く、「宅地分譲、公営住宅建設等の住宅設備」、「公共事業等工事関係者の一時的流入」が続いている。

都市住民を対象としたアンケート調査によると、全体の約3割が交流居住に興味をもっている。交流居住とは、都市住民が都市と田舎に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の方達との交流を楽しみながら生活する新しいライフスタイルのこと。さらに交流居住に興味を持っている人のニーズをみると、田舎で「静かにのんびり」過ごすこと、「景色や環境」に恵まれた田舎での生活を希望する人が多い。都市住民が必要とする情報としては、「地域の自然・交通条件」「実践者の体験談」「医療・福祉体制」に関するものが上位を占め、また、自治体に希望する施策としては、「情報発信」「相談窓口の設置」が上位を占めている。観光と定住の中間に位置しているこの施策。地域に多面的な効果と可能性をもたらすのではないかと。

国内自治体間交流の取り組み状況をみてみよう。総務省が平成17年度に実施した「過疎地域・都市間における自治体間交流に関する調査」では、国内の他の市区町村と提携関係をもっている団体は668団体で53.5%であった。交流によって得られた効果は、「地域の文化や資源のPRや相互理解が進んだ」との回答が71.8%と最も多く、「学校教育、生涯学習等、教育の充実がなされた」、「住民同士の草の根交流が促進された」が続いている。今後充実させたい自治体間交流の分野としては「教育分野」が最も多く、「経済分野」「防災・災害支援分野」が続いている。地方分権の推進、少子高齢化の進展、国家財政の悪化等、町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中、過疎地域住民の生活を維持しているためには、集落の活力を高めていくことが重要。住民の生活が健全に維持されるよう地域の主体性が尊重されることも必要である。

過疎対策の自立促進に向けた取り組み

「自立促進方針」は、それぞれの地域の実態に適合したもので、経済、社会、生活の活動範囲が広域化していることを配慮し、広域的な観点で自立促進を図る。

分野別にみると、「交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進」の事業費が29.2%と、改正前過疎法に引き続き最も大きく、「産業の振興」が26.2%、「生活環境の整備」が20.3%、「教育の振興」が10.0%と続いている。「医療の確保」のシェアは活性化法以降に増加する等、事業の内容が時代の二一

ズに応じて変化していることも伺える。

現行の自立促進法に基づく前期自立促進計画（平成12年度〜16年度）及び後期自立促進計画（平成17年度〜21年度）における過疎対策事業の実績額は約24.5兆円であり、分野別には「生活環境の整備」、「高齢者の保健・福祉」等のシェアが従来以上に高くなっている。

過疎対策の現況の中では、過疎地域自立活性化の平成22年度優良事例も紹介している。総務大臣賞は、以下の4団体。北海道下川町は、恵まれた森林資源を生かし、地域活性化に結びつけた取り組み。静岡県特定非営利活動法人戸田ごっこむは、積極的に地域資源を再生し、住民の手で工夫する取り組み。高知県株式会社大宮産業は、住民は認が力を合わせて喜しを続けるための知恵を結させた取り組み。鹿児島県特定非営利活動法人プロジェクト南からの潮流は、自立・活性化していく手段の一つとして外部の力を有効に活用した取り組みである。

時代が大きく変化している中、これらの個性豊かな事例は、町村にとって現実的な視点で参考になる。地域として、国としてさらなる取り組みが期待できる。

地域資源を活かした活性化策

現地レポート

歴史に感謝 未来へはばたく 元気あふれるまちづくり



△雪まつり メインイベントの「国際中華鍋押し相撲WAJIMA」



北海道 新十津川町

はじめに

今から、122年前の明治22年8月に奈良県吉野郡十津川郷で起きた未曾有の水害は田・畑や道路が埋没し、これがせきを切って濁流となり、死者168人に及ぶ尊い命が失われ、流失・全半壊家屋600戸、村の7割に及ぶ言語に絶する大惨事となりました。家産を失い衣食を絶たれた600戸、2,489人が政府をはじめ関係機関の手厚い援護を受け、翌23年6月北海道石狩川中流域のトック原野に集団入植し、本町は開村いたしました。この新天地を母村たる十津川村にちなんで新十津川村と命名し、その後、昭和32年に町制が施行され現在に至っております。

地勢は、札幌市と旭川市の中間となる道央空知のほぼ中央部で、石狩川の右岸に位置し東西35km南北30km、面積495・62km²で、そのうち77%が山林となっています。気候は、内陸型で四季の変化に富み、増毛、樺戸山系の影響で、冬は西北の風が強く寒冷地帯で積雪量も多くなっています。積雪は1ヶ月前後であるが、山間部では2ヶ月に達します。人口は、農業の近代化や省力化による規模拡大により、農業従事者が最

フォーラム

＜開墾の状況＞



盛期の3分の1に減少したことなどの要因から、昭和30年の16、199人をピークに減少を続け、平成23年10月末現在では、7、147人となり、高齢化率は、32・7%となっています。

めざらしい成り立ち

北海道内で、単一団体の移住により設置された市町村は、本町だけだと思えますし、被災からわずか2カ月後には移民団が発券するなど、当時の努力がしのべれます。折角の機会なので、移住の経緯などに触れさせていただきます。

明治22年の災害発生後、在京の十津川郷出身者らにより、被災者救済策が検討され、特に生活基盤を失った約3千人の生活をどう再建するかが急務となりました。このため、移住が検討され、明治政府の北海道開拓方針に添って、北海道に移住し、北方防備にあたることは、十津川郷

士先祖代々の忠君愛国の精神にかなうものとの意見も強かった一方、最北極寒の地では、到底生活できないとの意見もありました。

こうした中、上京中の北海道庁長官永山武四郎に面会した郷出身者らは、北海道移住への協力を要請。永山長官は、できる限りの便宜を図ることを約束し、このことにより、北海道移住への機運が一気に高まりました。これを受け郷内では、北海道移住の勧奨が行われ、政府に対し移住保護願が提出されました。

内容は、移住に際しての支度料や旅費、農具料など総額17万5741円の移住費の支給などでした。同年10月16日願は閣議で可決し、10月18日第1回移民200戸790人が十津川郷を出発し、このあと2回に分けて神戸港から北海道へ向かいました。移住に際し、天皇陛下から就産資金として2千円の御下賜があった旨の達しがあり移民一同を感激させました。

小樽に上陸し、汽車と徒歩で空知太(そらちぶと)…現在の滝川市へ。

11月18日までに全員が到着し、当時建設中の屯田兵屋に入居しましたが、完成した兵屋が150戸しかな

く、1戸に4家族が同居する状況となりました。初めて体験する北海道の寒さに驚愕し、帰郷を企てる者もあったという中、移民誓約書が起草され新村建設を改めて誓い合いました。翌年1月北海道庁令で新十津川村が設置されました。

移住予定地のトック原野は、明治20年北海道庁が調査を行い、農耕適地として選定されていました。入植を前に基盤の目に区画測量が実施され、また移住小屋の建設が行われました。

明治23年6月、抽選により割り当てられた土地を目指し石狩川を移民



▷稲刈り

団は渡り、開墾に着手し、先ずはつつそうと茂った原始林の伐採から始まりました。当然のことながらすく作物が収穫できるわけもなく、道庁から2年間にわたり食料が支給されました。同年7月に第2次移民をもって十津川郷からの団体移住は終了しました。その後、他府県からの移住者が増え、開墾当初は畑作のみでしたが、北陸出身者らにより水田への転換が進められ、北海道内屈指の米どころの礎を築き、現在に至っています。

まちづくり

新十津川町では元気あふれるまちづくりを進めています。

◇あいさつ運動

まちづくりの基本は、人づくりであり、その基本となるのが「あいさつ」であると考えます。一日の始まりは家庭においても、社会においてもあいさつからはじまります。

朝の通学時に、笑顔で明るく「おはようございます」「とあいさつする子供たちや、地域活動に生きがいをもって取り組む高齢者の笑顔を大切に、町民によるあいさつ運動を高め、毎日を明るく楽しく生活す

フォーラム

る「日本一あいさつのあふれるまちづくり」を進めています。

◇産業の活気あふれるまち

本町は開村以来、農業を基幹産業として発展し、特に水稻は、道内でも有数の米どころとなっております。

創業100年の歴史を誇る町内の酒造会社はもとより道内各酒造メーカーに酒米供給しており、道内で屈指の生産量を誇っています。また、メロンやトマトなどのブランド化を進め販路の拡大を図っています。

観光では、約50haの敷地に温泉、スポーツセンター、プール、野球場、パークゴルフ場、宿泊施設などを設置したふるさと公園が集客の核



▷トマト

となつて、同公園を会場にふるさとまつり(当日入込12,000人)や、標高1,100mのピョンネシリ山頂を目指す



▷ピョンネシリ登山マラソン

ピョンネシリ登山マラソン(350人参加)が行われ、学生の合宿などで利用されています。このほか町内では、ビールパーティー、味覚まつり、雪まつり

など四季折々のイベントが行われています。さらにグリーンツーリズムでは、全国から年間1,000人を超える生徒が農業体験のため、来町しています。ま



▷ふるさとまつり泥(ぞい)ブリッジ選手権



▷農業体験

た、豊かな自然の恵みを受けた特産品がたくさんあります。高品質米の「ゆめぴりか」や「ななつぼし」、地酒金滴、ホルモンヤジギスカンなど全国各地からご注文をいただいています。皆さんもぜひご賞味いただき、ご感想をいただければ幸いです。



▷金滴

◇教育の充実したまち

本町は、文武両道の伝統を母村から受け継ぎ、教育に力を入れています。一昨年、教育環境を整備するため小学校4校を1校に統合し、小中各1校体制とし、校舎耐震化を進めています。平成24年度からの中学校武道の必修化に伴い平成24年度に剣道場を新設するべく準備を進めております。旧小学校校舎を改修して設置した、現代彫刻家五十嵐威暢氏監修による彫刻体験交流施設「愛称かぜのび」は、今年6月にプレオープンいたしました。五十嵐先生の作品は、全国でも多くの施設で設置されており、今後は、計画的な作品展示と、彫刻体験施設として、大勢の愛好者で活用されることが期待されております。

また、母村十津川村との交流は、小中学生・青年・婦人、スポーツ・文化活動などで多岐に交流し、絆を深めています。

新十津川おどり保存会では、国指定重要無形民俗文化財の奈良県十津川村武蔵踊保存会の大踊を昭和54年に伝承し、昨年30周年を迎えました。町内の各種行事で、大踊を披露し文化振興に貢献しています。

フォーラム

◁神社例大祭 後の新十津川神社は十津川村の玉置神社から移住の際分祀したもの。



◇安全で安心なまち

町民が、安全で安心して暮らしていくことができるよう、住宅環境の整備では、土地区画整理事業や公共下水道事業などを実施いたしました。また、道路の安全を確保するために道路整備計画に基づき、街路事業や道路整備事業を計画的に進めています。今後は、明るく安全な街並みを進めるため、街路灯のLED化

を進め、町営住宅の建設を促進するとともに民間アパート建設促進事業を支援し、定住人口の増大に努めていきます。

また、過疎化・高齢化により乗車者数の減少が著しい農村地区の、路線バスの今後のあり方を検証する地域公共交通確保対策については、一昨年から町内でデマンド型交通を用いた実証試験を行い今年が最終年となっておりま。今後は、町の実態に適した交通手段を確保していきま



▷ふるさとまつり

◇健全財政と協働のまち

町民と行政が共に手を携えてまちづくりを進めていくため、今年1月1日に町の憲法となるまちづくり基本条例が施行されました。この条例の策定に当たり、2年間の歳月をかけた延べ32回の会議を開催し、まちづくりの理念や、町民、議会、行政それぞれの責務や役割などが定められました。条例の理念を周知するため、各地域で行われた説明会では策定委員自ら説明役を買って出るなど、委員さんの情熱が入ったものとなり、まちづくりに対する熱意に深く感銘したところです。また、本町では、平成18年から町職員が担当の行政区に入り住民活動の問題解決やアドバイスなどを行う地域サポーター制度を取り入れ、地域コミュニティの推進を行っています。

終わりに

9月上旬に発生した台風12号は、私達の母村奈良十津川村をはじめ紀伊半島を中心に記録的な豪雨となり、平穏な暮らしを営んでいた多くの方の尊い命や生活拠点を奪いました。犠牲になられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げます。また、3月

に東北地方を中心に発生した東日本大震災で、全国各地に避難生活を余儀なくされている皆様にも心からお見舞い申し上げます。

この度の台風被害や東日本大震災による集団避難の様子は、本町の先人が、122年前の十津川郷で発生した未曾有の豪雨による集団移住を彷彿するものであり、被災された皆様のご心情を察するに余りあるものがございます。

先人達は、新天地に向かう時に様々な人々から物心両面によるご支援を受け「皆さんからの温かい励ましに心えるためにも、新村を開拓する意思を強くした。」と聞き及んでいます。この度の被災者の皆様には、多くの人々からの温かいエールを心の糧として、皆で支え合い一刻も早く平穏な暮らしがもどりますよう心からお祈り申し上げます。

近年の急激な社会情勢の変化と相まって、人口減少や少子高齢化など様々なまちづくりの課題を抱えています。しかし、本町を開拓し、今日まで導いてくれた先人に感謝し、町民の輝く笑顔を守るため、常にスピード感を持ち、創造と挑戦をスローガンに「元氣あふれるまちづくり」を積極果敢に進めていこうと考えています。

(北海道新十津川町長 植田 満)

随 想

「見守りネットワーク」
支えあい・助け合える
地域づくり千葉県町村会長
東 庄 町 長 岩 田 利 雄

「住みなれた地域で安心して暮らしたい」と思う気持ちは誰もの願いです。

年齢、性別や障害、家族の有無などに関係なく、地域の皆さんで見守り支えていくために、住民みんなで参加することができないかと考え、本町では千葉県でも進めている「見守りネットワーク」というものを今年2月から行政協力員や地域に訴えかけて8月からスタートさせました。

『みんなを支えよう みんなの暮らし』をテーマにして、「お互いに少し 気配りをしてみましょう」という投げかけをしています。

地域で暮らす一人ひとりが、普段の生活、お付き合いや関わりの中で「あれっ」とか「おやっ」と思うこ

とがあつたら、地域のまとめ役、相談役の区長・民生児童委員・老人クラブ、PTA、青少年相談員などに相談し、情報を提供していただきま

す。 それを受け行政では現状を確認、必要があれば関係機関と協力して必要な支援やサービスを提供していくというもので、地域みんなの支え合いによって、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるということです。

他人との接点が少ない今の時代、一歩間違えれば大きなお世話と言えることかも知れません。

しかし、3月11日に発生した東日本大震災。あの大きな揺れに伴う被害とその後の混乱、生活基盤の喪失といった状況下で、比較的落ち着いた

て行動できたのは、隣近所との声の掛け合い、ちょっとした助け合い、まとまった行動、情報の共有といった、地域の人と人のつながりだったと思います。

本町では、震災の翌日には各地区の区長さんから、各区内の安否情報や被害の概要を報告していただくことができました。災害対策本部の設置をし、行政でも当然、被害調査・把握、すばやい対応・対策に努めていきましたが、各地区の区長さんが地域の皆さんと顔を合わせて集めてくれた情報は、行政にとっても非常に貴重で有難いもので、今年、町が提唱した見守りネットワークがうまく機能した一例だと自負しております。

また、区長さんが各家庭を訪問したことは地域の皆さん、特にひとり暮らしの高齢者や不安を抱えた方々には非常に心強かったことだと思います。

震災を機に改めて、隣近所のありがたき、近所付き合いの重要性を再認識したところでした。

見守りネットワークは昔へ逆戻り

しようとしているのではありませぬ。

今ある文化的生活、生活習慣はそのままに、何かあった時は相身互い、互助の精神で助け合う。地域一帯で、地域住民が自ら安心した暮らしを守りましょうということです。

日本に昔からある考え方「結」とか「絆」や「縁」が改めて今でも通用するのだということ。先人の知恵は今でも生きているという観点から、古き良き時代に逆戻りするのはなく、先人の知恵を活用して今の時代に活かすことが大事ではないかと考えます。

また、地域コミュニティの最小単位は、「向う三軒両隣」です。

このようなつき合い方は、災害時の対応のためだけではなく、普段の生活、人付き合いや人間形成、地域コミュニティの形成にも役立つのではないかと思います。

小さな町の良さを活かし、住みなれたまちで、安心して幸せに暮らしただけのよう、見守りネットワークにより「支えあい・助け合える地域づくり」を進めていきたい。